

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	軽自動車税賦課に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、軽自動車税賦課に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

## 評価実施機関名

松山市長

## 公表日

令和5年11月13日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	<p>松山市において軽自動車税賦課業務では、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>I 車両情報等の管理</p> <p>(1)車両所有者の所在、連絡先等の宛名情報の管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・宛名情報の取得</li><li>・送付先、連絡先情報の登録、変更</li></ul> <p>(2)車両情報の管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・購入等による新規登録処理</li><li>・処分等による廃車処理</li><li>・譲渡等による名義変更処理</li><li>・紛失等による番号変更処理</li><li>・車両入替等による車体変更処理</li></ul> <p>(3)証明書の発行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・原動機付自転車や小型特殊自動車に関する標識交付証明書の発行</li></ul> <p>II 軽自動車税の課税事務</p> <p>(1)当初課税</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当初課税処理を行う</li><li>・納税義務者へ宛名情報を基に納税通知書の発送</li></ul> <p>(2)更正及び随時課税</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・賦課更正処理を行う</li><li>・納税義務者へ宛名情報を基に納税通知書の発送</li></ul> <p>(3)返戻事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・返戻された納税通知書の管理、調査</li><li>・判明した内容に応じ宛名情報を変更し、納税通知書を再発送</li></ul> <p>III 軽自動車税減免、課税免除事務</p> <p>(1)減免事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・決定による減免開始処理</li><li>・廃車処理等による減免解除処理</li></ul> <p>(2)課税免除事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・決定による課税免除開始処理</li><li>・廃車処理等による減免解除処理</li></ul> <p>IV 調定表、統計資料作成事務</p> <p>(1)調定表作成事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・賦課更正処理結果を基に調定表を作成</li></ul> <p>(2)統計資料作成事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両情報等を基に統計資料を作成</li></ul>





<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
軽自動車税情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○松山市個人番号の利用等に関する条例第3条1項第3号、同条第3項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	松山市 理財部 市民税課
②所属長の役職名	課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する又は有していた所有者
その必要性	軽自動車税において公平かつ適正な課税を行うため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○識別情報 : 対象者を特定するために記録</li> <li>○連絡先情報 : 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録</li> <li>○業務関係情報 : 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	松山市理財部市民税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 愛媛県軽自動車協会、愛媛運輸支局、地方公共団体情報システム機構 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各市町村 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>



<b>委託事項2～5</b>	
<b>委託事項2</b>	松山市通知書等作成・封入・封緘業務委託
①委託内容	当初賦課決定後の課税通知書発行及び発送
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社コーユービジネス 松山営業所
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
<b>委託事項6～10</b>	
<b>委託事項11～15</b>	
<b>委託事項16～20</b>	
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に掲げる情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	番号法第19条第8号に掲げる事務
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会の都度
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	

<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> [ ] 電子メール <input type="checkbox"/> [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [ ] 紙 <input type="checkbox"/> [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<p>&lt;松山市の措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退管理をおこなっている。</li> <li>・データの不正持込・持出禁止を規定している。</li> <li>・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>
<b>7. 備考</b>	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 特記情報, 2. レコード区分, 3. 課税区分, 4. 課税状況コード, 5. 課税年度, 6. 解除処理支所コード, 7. 解除処理年月日, 8. 解除年月日, 9. 解除理由コード, 10. 開始処理支所コード, 11. 開始処理年月日, 12. 開始年月日, 13. 開始理由コード, 14. 格納種別, 15. 義務者宛名番号, 16. 型式, 17. 原動機型式, 18. 減免額, 19. 口座有無フラグ, 20. 更新アクセスコード, 21. 更新プログラムID, 22. 更新時刻, 23. 更新職員番号, 24. 更新端末ID, 25. 更新年月日, 26. 使用者宛名番号, 27. 自治体コード, 28. 自治体識別コード, 29. 車種コード, 30. 車台番号, 31. 車名コード, 32. 車両KEY, 33. 車両コード, 34. 車両保減KEY, 35. 車両履歴番号, 36. 所有形態コード, 37. 所有者宛名番号, 38. 障害者宛名番号, 39. 申請年月日, 40. 税率, 41. 前回更新アクセスコード, 42. 前回更新プログラムID, 43. 前回更新時刻, 44. 前回更新職員番号, 45. 前回更新端末ID, 46. 前回更新年月日, 47. 調定年月日, 48. 調定年度, 49. 通知書作成年月日, 50. 通知書番号, 51. 通知税額, 52. 通知年月日, 53. 定格出力, 54. 定置場区分, 55. 定置場枝番3コード, 56. 定置場枝番コード, 57. 定置場自治体コード, 58. 定置場小枝番コード, 59. 定置場町名コード, 60. 定置場番地コード, 61. 定置場番地編集区分, 62. 登録処理支所コード, 63. 登録処理年月日, 64. 登録年月日, 65. 登録理由コード, 66. 特例区分, 67. 認定番号, 68. 年式, 69. 年税額, 70. 納期限, 71. 納期限区分, 72. 納税組合番号, 73. 廃車処理支所コード, 74. 廃車処理年月日, 75. 廃車年月日, 76. 廃車理由コード, 77. 排気量, 78. 排他フラグ, 79. 標識コード, 80. 標識回収区分, 81. 標識記号, 82. 標識番号, 83. 賦課異動処理年月日, 84. 賦課異動年月日, 85. 賦課異動理由コード, 86. 賦課履歴番号, 87. 保留減免有無フラグ, 88. 保留減免履歴番号, 89. 予定決定区分, 90. 初度検査年月, 91. 個人番号

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
軽自動車税情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、統合DBから予め定められたインターフェース仕様に基づき取得するため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することはない。</li> <li>・市町村CSからの住基情報の入手は、事前に税務システムに登録されている住民及び軽自動車税システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。</li> <li>・軽自動車税の申告書等については、本人又は本人の代理人が提出するものであり、その記載内容は法令等に定める項目としており、目的外の情報等の入手は行われないようにしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報及び「Ⅱ ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末にアクセスするため、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。</li> <li>・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。</li> <li>・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外利用を禁止する。</li> <li>・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。</li> <li>・特定個人情報の提供を限定する。</li> <li>・情報流出を防ぐための保管管理に責任を負う。</li> <li>・特定個人情報の提供先を限定する。</li> <li>・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。</li> <li>・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる。</li> <li>・再委託を原則として禁止する。</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁外での特定個人情報ファイルを用いた作業は認めていない。</li> <li>・データの外部への持ち出しについては特定個人情報を含まないことを職員が必ず確認し、それを記録している。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>【ルールの内容】 マニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行うとともに、マニュアルの内容について職員に対し教育を行う。</p> <p>【ルール遵守の確認方法】 管理責任者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている      2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている      2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアの措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。</p>
--	--

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<松山市の措置> ・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。  <中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
②請求方法	個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松山市理財部市民税課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6302)
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月19日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 4 法令上の根拠		松山市個人番号の利用に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項を追加	事後	条例制定に伴う修正
平成28年8月26日	I 6 ②所属長	課長 朝村 隆徳	課長 高木 祝二	事後	人事異動に伴う変更
平成28年8月26日	II 2 ⑤保有開始日	平成27年10月	平成28年1月1日	事後	施行日に合わせて修正
平成28年8月26日	IV 1 ①請求先	松山市総務部行政情報課	松山市総務部文書法制課	事後	組織変更に伴う変更
平成29年9月6日	I 4 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ○松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	○番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	I 5 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第27項)	○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	II 4 委託事項2 ②委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	委託先の変更により修正
平成29年9月6日	II 4 委託事項2 ③委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	株式会社コーユービジネス 松山営業所	事後	委託先の変更により修正
平成29年9月6日	III 8 実施の有無	[○]外部監査	[ ]外部監査	事後	見直しによる修正
令和2年3月19日	II 3 ④使用の主体	電子行政課	ICT戦略課	事後	組織変更に伴う変更
令和3年11月11日	I 2 システム3 5②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項	事後	法改正による修正

令和3年11月11日	II 3 ④使用の主体	【理財部】納税課、資産税課、市民税課 【総合政策部】ICT戦略課 【市民部】市民課、市民サービスセンター(松山三越・フジグラン松山・いよてつ高島屋)、支所(三津浜・和気・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島)、久谷支所出口出張所	【理財部】納税課、資産税課、市民税課 【総合政策部】ICT戦略課 【市民部】市民課、市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、支所(三津浜・和気・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島)、久谷支所出口出張所	事後	組織変更に伴う変更
令和3年11月11日	II 4 ③委託先名	富士通株式会社 松山支店	富士通Japan株式会社愛媛支部	事後	社名変更
令和3年11月11日	II 5 提供先1	番号法第19条第7号に掲げる情報照会者	番号法第19条第8号に掲げる情報照会者	事後	法改正による修正
令和3年11月11日	II 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正による修正
令和3年11月11日	II 5 ②提供先における根拠	番号法第19条第7号に掲げる事務	番号法第19条第8号に掲げる事務	事後	法改正による修正
令和4年11月11日	表紙 特記事項	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、操作カード(職員証)やパスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	事後	認証方式の変更に伴う修正

<p>令和4年11月11日</p>	<p>I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要</p>	<p>2. 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車の軽自動車の登録事務 (1) 愛媛県軽自動車協会を受付した三輪以上の軽自動車の軽自動車税申告書の登録、変更、廃車 (2) 愛媛運輸支局で申告を受付した軽二輪及び小型自動二輪車の税申告書の登録、変更、廃車</p>	<p>2. 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車の軽自動車の登録事務 (1) 愛媛県軽自動車協会を受付した三輪以上の軽自動車の軽自動車税申告書の登録、変更、廃車 (2) 愛媛運輸支局で申告を受付した軽二輪及び小型自動二輪車の税申告書の登録、変更、廃車 (3) 軽自動車OSS連携システムにより申告を受付した新車新規車両にかかる税申告書データの登録</p>	<p>事後</p>	<p>軽自動車関係手続の電子化による修正</p>
<p>令和4年11月11日</p>	<p>III リスク対策 3. 特定個人情報の使用具体的な管理方法</p>	<p>・端末にアクセスするため、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。</p>	<p>・端末にアクセスするため、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。</p>	<p>事後</p>	<p>認証方式の変更に伴う修正</p>
<p>令和4年11月11日</p>	<p>II 3 ④使用の主体</p>	<p>【理財部】納税課、資産税課、市民税課 【総合政策部】ICT戦略課 【市民部】市民課、市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、支所(三津浜・和気・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島)、久谷支所出口出張所</p>	<p>【理財部】納税課、資産税課、市民税課 【総合政策部】システム管理課 【市民部】市民課、市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、支所(三津浜・和気・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島)、久谷支所出口出張所</p>	<p>事後</p>	<p>組織変更に伴う変更</p>
<p>令和5年11月13日</p>	<p>IV 開示請求、問合せ ②請求方法</p>	<p>松山市個人情報保護条例(平成16年条例第29号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。</p>	<p>事後</p>	<p>法令上の根拠を修正</p>